

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法 三三五〕 保険金請求権の消滅時効の起算点 |
| Sub Title | |
| Author | 倉沢, 康一郎(Kurasawa, Koichiro) 商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.8 (1993. 8) ,p.131- 135 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930828-0131 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三三五〕 保険金請求権の消滅時効の起算点

〔判示事項〕

火災保険金支払請求権の消滅時効期間は、火災が発生したときをもってその起算点とする。

〔参照条文〕

商法六六三条。

〔事実〕

訴外A有限会社は、昭和五五年一月一日、被告Y₁保険会社との間で、自己を被保険者として、本件建物につき保険期間を一年とする火災保険契約（以下「本件第一契約」という）を締結し、さらに訴外Bは、昭和五五年一〇月六日、被告Y₂保険会社との間で、A会社を被保険者として、本件建物につき保険期間を二ヶ月とする火災保険契約（以下「本件第二契約」という）を締結した。その後、昭和五五年一月一日に本件建物から出火して、その大半が焼失した。

（東京地裁昭和五六年（ワ）第一五三三九号、
昭和五九年（ワ）第四〇五九号、譲受債権・
火災保険金請求事件、昭和六一年三月一七日、
民事第三三部判決、
判例タイムズ五九九号六七頁）

原告Xは、A会社から昭和五五年一月一日に本件第一契約にもとづく保険金請求権を譲り受け、昭和五六年一月七日Y₁保険会社に対してその請求をなしたが支払をえられなかったので、昭和五六年（ワ）第一五三三九号の訴訟を提起し、また、昭和五九年三月九日本件第二契約にもとづく保険金請求権を譲り受け、昭和五九年四月一九日Y₂保険会社に対して昭和五九年（ワ）第四〇五九号の訴訟を提起した。

Xの保険金支払請求に対して、Y₁保険会社は、「本件火災は五方所から同時に出火し、いずれも油臭が強く感じられるというものであったから、放火によるものである。」として、本件第一契約約款二条の「保険契約者、被保険者若しくは保険契約者又は被保険者の取締役若しくはその他の業務執行機関の故意又は重大な過失若しくは法令違反によって生じた損害に対しては保険金を支払わない」旨の規定により免責されるものと主張し

た。一方、Y₂保険会社は、「本件火災が発生したのは、昭和五年二月一日であるから、昭和五七年二月一日をもって二年を経過した。よってY₂は、本訴において右時効を援用する。」と主張した。

〔判旨〕

Y₁保険会社に対するXの請求一部認容（後述のように重複保険契約におけるY₁保険会社の独立責任額にもとづく金額についてのみ認容）、Y₂保険会社に対する請求棄却。

「Y₁保険会社は、本件火災が放火であるというが、それが何人によるものであるかさえ主張していないから、右主張はこの点において既に失当であるというほかはないから、本件全証拠によるも、本件火災を放火によるものと認めることもできないといわざるをえない。」

「本件火災が発生したのが昭和五五年二月一日であることは当事者間に争いがなから本件第二債権については同日から二年を経過した昭和五七年二月一日の経過をもって消滅時効が完成したというべきである。」

この点についてXは、他人の為にする保険契約においては、保険事故発生時ではなく、被保険者が保険金請求権の存在を知ったときから消滅時効は進行するというべきであるし、仮にそうでないとしても、他人の為にする保険契約においては被保険者は被保険者に対して保険契約の内容を告知する取り扱いが為されているところ、本件第二契約においては、そのような取り扱

いが為されていないから、保険事故発生時ではなく、告知によって保険契約の要件を具備したときから、消滅時効は進行するというべき旨主張するが、他人の為にする保険契約についてのみ消滅時効の起算点を保険契約の存在を知った時と解すべき合理的理由はなく、また、他人の為にする保険契約において、被保険者が被保険者に対してその内容を告知すべき義務があるものとは、到底認めることができず、したがって、本件第二契約についてのみその消滅時効の起算点を告知時と解すべき理由もないというべきであって、この点に関するXの主張は、いずれも採用できないというべきである。」

〔研究〕

賛成。

一 本件では、前掲事実に記載した点のほかに、第一契約と第二契約とがいわゆる重複保険契約（商法六三二条・六三三条参照）にあたるか否かの点も争いになっていた。本件各契約が重複保険契約にはあたらないものとするXの主張は、それぞれ保険契約者が異なるという点を理由とするが、被保険利益、保険事故および保険期間を共通にするかぎり、保険契約者の異同を問わず重複保険契約に該当することは、重複保険契約の効果を超える以上当然であって、Y₁保険会社の支払うべき保険金の額が、重複保険契約に関する約款の規定により、独立責任負担額に比例して定められたことはもとより妥当である。

二 本件では結局放火の事実は認定されていないが、その認定以前に、判決は、「それが何人によるものであるかさえ主張されていないから、右主張はこの点において既に失当であるというほかない」と判示して、Y₁ 保険会社の免責の主張をしりぞけている。

たしかに、商法六四一条においても、本件火災保険約款においても、放火という客観的事実が免責事由とされているのではなくて、保険契約者または被保険者のなした放火という事実だけが免責事由なのである。免責事由についての主張・立証責任は保険者の側にあるから、本件火災が保険契約者または被保険者のなした放火によるものである旨の主張をしないかぎり、保険者は免責の主張をしたことにはならないものといえる。

三 保険金請求権の消滅時効の起算点につき、Xは被保険者が保険金請求権の存在を知ったときと主張するのに対して、本判決は、これを保険事故たる火災発生のとくと判示する（そのほか、Xの側では、「保険者の被保険者に対する」告知によって保険契約の要件を具備したとき」と主張しているが、商法六四八条は保険契約者の保険者に対する告知を要件としているのである、右の主張は意味をなさない）。

商法六六三条は、保険者の保険金支払義務につき二年間の短期消滅時効を定めているが、その起算点については別段の定めをしていない。したがって、この点は民法の一般原則により、被保険者が保険金支払請求権を「行使スルコトヲ得ル時」より進

行ス」（民法一六六条一項）ということになる。

ここでいう被保険者の保険金支払請求権とは、いうまでもなく具体的かつ確定的な金銭債権であるが、それは損害保険契約の効果として当然に被保険者が有するというものではなくて、保険事故による損害の発生という偶然の事実を条件として、被保険者があらたに取得するものである。したがって、一般の契約（実定契約）におけるように、その効果として具体的かつ確定的な債権を債権者が有しており、あらかじめ定められた弁済期が到来しさえすれば債権者が権利行使をなすことになるという場合とは異って、損害保険契約においては、当事者があらかじめ具体的かつ確定的な保険金債権の取得の事実およびその時期を知るなどということはいえない（本件で、Xの側では特に他人のためにする保険においてこのような状況が問題になる旨を主張しているが、この点は自己のためにする保険であると同様である）。

そこで、民法の一般原則を適用するにあたって、保険金債権については、被保険者が保険事故による損害の発生を知った時あるいは少くとも通念上それを知ることができたであろう時まででは、消滅時効は進行しないと解すべきであるとする見解が出てくる（野崎・保険契約法論一三三頁、立法論として金沢「保険契約における時効」比較法学三卷一号一二四頁）。当事者が債権の発生を未だ知らないかぎり、その間その者は決して「権利の上に眠る者」とはいえないというわけである。

民法七二四条は、不法行為にもとづく損害賠償請求権の消滅時効につき、「被害者又へ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時」を起算点と定めている。保険金債権と不法行為にもとづく損害賠償債権とは、前者は契約にもとづくものであり、後者は法定的なものであるという点では性格を異にする。しかしながら、他面において、当事者があらかじめ知りえない偶発的事実によって生ずる具体的な金銭債権という共通性をもっている。したがって、保険金債権の消滅時効の起算点を検討するに際しては、権利の発生の性格の相違という一事をもつて民法七二四条の規定の類推適用を排除する、といったような概念法学的態度をとるべきではなくて、それぞれの時効制度がその目的とする実質的な利益状況の比較検討に即して、類推適用の可否を判断すべきものといわなければならない（倉沢「保険金債権の時効起算点について」保険契約の法理二一四頁）。すなわち、民法七二四条の起算点の定めが、右に述べた保険金債権と共通する性格を根拠とするものであれば、これを保険金債権の消滅時効に類推適用することも十分に理由のあることになるのであり、一方、それが、不法行為債権の契約債権に対する発生の性格の相違にもとづくものであれば、類推適用されるべきではないということになるのである。

不法行為債権に了知の時から三年という短期時効が定められた根拠は、義務者（加害者）に対する権利者（被害者）の責任追及が不安定であるところから、一定期間の経過によりもはや

権利者に責任追及の意思なしとして、法的に義務者を解放するところにあるものとされている（内池「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」法学研究四四巻三号一四〇頁以下）。ここでは、権利者の責任追及の意思が時効制度の根拠とされているのであるから、その主観的態様が起算点とされることになるわけである。

これに対して、保険金債権は、その発生こそ同様に偶発的事実にもとづくものとはいえ、その偶発的事実つまり保険事故は契約の内容を成しており、その事故による損害の填補としての保険金の請求こそ、被保険者の本来の目的なのである。したがって、被保険者が保険金の請求につき態度を選ぶということはありえず、それゆえ、義務者である保険者に対する権利行使が不安定であるはずがない。この場合には、権利者が権利発生を知ってからある期間が経過したからといって、義務者がもはや権利者においてその行使の意思なしと期待することはできないわけである。

保険金請求権にきわめて短期の時効期間が認められる根拠は、保険契約によって形成されるべき保険制度という経済制度の技術的構造である。すなわち、保険契約は、法形式としては保険者と保険契約者間の有償契約であるが、その効果としてなされる給付は、経済的には団体的相互補償という保険制度の技術にもとづくべきものである。

保険制度における対価関係（出捐の等価性）は、保険料期間

を単位として確率的にはかられる(収支相当の原則)。したがって、ある期間内に発生した事故による保険金の請求は、当該期間の保険資金に対してなされるべきものである。しかし、実際上は、過去の期間内に起こった事故(殊に、当該期間内に事故発生のお知らせもなされていない事故——Incurred But Not Reported)による保険金の請求がなされるということは生じうる。そこで、保険資金の計算としては、過去の期間内の事故による保険金の請求をも見込まなければならないが、その期間は一定の範囲に限定されざるをえない。保険金請求権の短期消滅時効制度は、

〔下級審民訴事例研究 二八〕

28 国から補助金等の交付を受けて建築した保育園舎に根抵当権を設定したことを理由として補助金等交付決定の取消しを保育園の破産宣告の翌日にした場合、国の返還命令に基づく債権は破産債権に該らない。

名古屋地裁平成四年四月二三日判決(平成三年(ワ)三〇〇六号破産債権確定事件、判例タイムズ七九九号二四三頁)

〔事案〕

一 X(原告、国)の機関である名古屋防衛施設局は、社会福

そのような保険制度の技術的構造にもとづくものなのである。したがって、この期間は、本来的に事故発生の時という客観的時点を起算点とせざるをえない。

保険金請求権の消滅時効の本質は、商法六六三条の規定にもかかわらず、除外期間である。法文が時効と定めていることにより、中断が認められることになるが、この場合の時効の中断とは、保険制度的には、事故発生のお知らせにもとづく保険計算の延長の意義をもつものといえよう。

倉沢康一郎

社法人Aが経営する保育園の園舎を木造から鉄筋コンクリート造りに改築する防音工事費用の一部としてAに対して防衛施